

第2期 大津町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年～6年度)

概要版



令和2年3月
大津町

子ども・子育て支援事業計画とは

我が国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、晩婚化や未婚化等を背景として少子化が急速に進行している一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出増加に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に、待機児童問題が深刻化しています。

今後も子ども・子育て支援新制度の目的や意義、これまでの国の動向や本町における取り組みを踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大津町子ども・子育て会議」を設置し、各種施策を分析・評価するとともに、ニーズ調査により把握した利用希望等を踏まえ審議を行い、令和2年度からの「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の基本理念

温 故 知 新
温 子 知 親

平成16年3月の「お～えんすアクションプラン」策定時に、その基本理念として「温子知親」を掲げ、前計画においてもその基本理念を継承してきました。

本計画においても、この基本理念に込められた思いを再確認し、子ども・子育て支援の基本的な考え方として継承することとします。

計画の目指す姿

子どもの健やかな育ちを支え 夢と笑顔あふれるまち おおづ

子どもたちが安全で安心した環境の中、輝く笑顔で、夢を育むことができるまち、地域全体が子育てを支え、子育て家庭が子育てを楽しみ、大津町に住んでよかったと実感できるまちを目指します。

計画の基本目標

基本目標1 すべての子どもの健やかな育ちを守ります

質の確保された教育・保育の提供体制を整備し、待機児童の解消を図ります。

また、安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、地域ぐるみで犯罪や児童虐待等による人権侵害から子どもを守ること、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、関係機関等がともに連携し問題解決に取り組みます。

基本目標2 安心して子育てができるようなまちをつくります

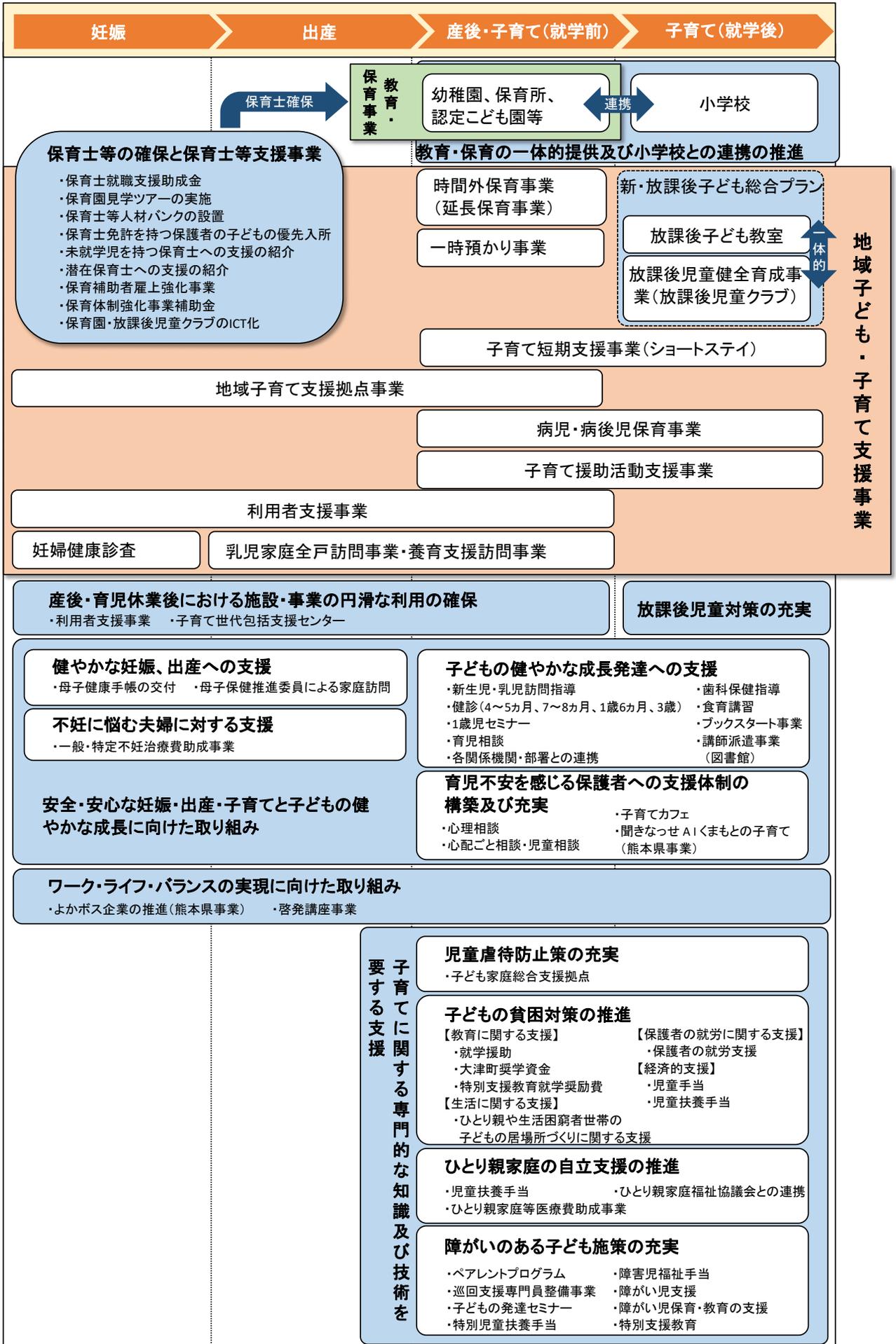
保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図るとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

基本目標3 仕事と子育ての両立を支えるまちをつくります

仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や町内事業所等と連携しながら、働きやすい環境づくりのための理解を促進していきます。

また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供による意識啓発等、仕事と家庭の調和を図る視点に配慮して取り組みます。

計画の全体像



教育・保育等の量の見込み及び提供体制の確保

1 教育・保育提供区の設定

事業区分ごとに利用実態が異なっていることから、以下の内容で教育・保育提供区域と設定することとしました。

事業区分		区域設定
教育・保育事業		町内全域
地域子ども子育て支援事業	・時間外保育事業(延長保育事業) ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・利用者支援事業 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援事業 ・その他要支援児童・要保護児童等の保護	町内全域
	・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区
	・子育て短期支援事業(ショートステイ)	他市町での利用
	・病児・病後児保育事業	町内全域 + 他市町での利用

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童(保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童(保育の必要性あり)	保育所 認定こども園 地域型保育
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童(保育の必要性あり)	

認定区分	現状値 (平成30年度)	令和6年度(計画最終年度)			
		利用者数の 見込量	確保量		合計
	利用者数		施設別の利用定員		
1号認定	397人	331人	幼稚園	240人	510人
			認定こども園	270人	
2号認定	827人 (801人)	818人	保育所	700人	811人
			認定こども園	91人	
			企業主導型	20人	
3号認定	667人 (567人)	609人	保育所	530人	633人
			認定こども園	49人	
			地域型保育事業	54人	

※現状値の()は4月1日時点の実績

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

事業	事業内容	現状値	令和6年度(計画最終年度)	
			見込量	確保量
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後等に保育を行う事業です。	696 人/年	757 人/年	757 人/年
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適当な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業です。	797 人/年	887 人/年	932 人/年
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。	14 人日/年	14 人日/年	14 人日/年
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。	15,540 人日/年	15,543 人日/年	15,543 人日/年
一時預かり事業 (幼稚園における在園児に対する一時預かり)	現在幼稚園で実施されている預かり保育に相当する事業です。	2,516 人日/年	2,398 人日/年	2,398 人日/年
一時預かり事業 (保育所等での一時預かり)	家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。	512 人日/年	512 人日/年	512 人日/年
病児・病後児保育事業	児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。	230 人日/年	230 人日/年	230 人日/年
子育て援助活動支援事業	乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。	1,457 人日/年	1,457 人日/年	1,457 人日/年
利用者支援事業	児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるように、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。	0 箇所	1 箇所	1 箇所
妊婦健康診査	定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。	382 人/年	380 人/年	-
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業です。 また、養育支援訪問事業は、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業です。	349 人/年	380 人/年	-

子ども・子育て支援関連事業の推進

1 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1) 教育・保育の一体的提供の推進

幼稚園、保育所、認定こども園等の施設形態の違いを踏まえ、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、取り組みを推進します。

また、認定こども園の新設や移行については、利用者のニーズや設置者の意向を的確に把握し、施設・設備等の状況を踏まえ、普及促進を図ります。

(2) 教育・保育の質の向上

認定こども園・幼稚園・保育所等において、幼児教育アドバイザーを派遣し、教育・保育内容等についての助言等を行い、質の高い幼児教育の提供を図ります。

また、幼稚園教諭・保育士と小学校教員等がともに学べる合同研修会や公開保育を実施し、幼児教育の質の向上だけでなく、各施設の相互交流・連携を図ります。

(3) 幼保小中の連携体制の推進

大津町幼・保、小、中連携協議会を中心として、目標・行動・情報の連携を図り、円滑な就学・進学ができるよう取り組んでいきます。

また、「幼保小中連携カリキュラム」(※1)や「接続期カリキュラム」(※2)等、一貫し連続したカリキュラムを改定・実践することで、子ども一人ひとりの様子や特性を把握し、教育に活かすことができる連携の充実を図ります。

※1「幼保小中連携カリキュラム」:「大津町こども憲章」のこども像の実現をめざした0歳から中学校までの一貫したカリキュラム。

※2「接続期カリキュラム」:幼児期に培ってきた力を小学校教育につなげ、伸ばすことを目的としたもので、幼児期における5歳児の10月～3月(アプローチ期)と小学校1年生の4月～7月(スタート期)の幼保小の接続を見通したカリキュラム。

2 保育士等の確保と保育士等支援事業

保育士等の支援事業を充実させ、大津町の保育・幼児教育を担う人材の確保に向けて取り組みを行います。本町で行っている保育士等支援事業としては以下のような事業を行っており、事業の周知及び推進を行います。

【具体的な施策・事業】

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 保育士就職支援助成金 | ⑥ 潜在保育士への支援の紹介 |
| ② 保育園見学ツアーの実施 | ⑦ 保育補助者雇上強化事業 |
| ③ 保育士等人材バンクの設置 | ⑧ 保育体制強化事業補助金 |
| ④ 保育士免許を持つ保護者の子どもの優先入所 | ⑨ 保育園・放課後児童クラブのICT化 |
| ⑤ 未就学児を持つ保育士への支援の紹介 | |

3 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

【具体的な施策・事業】

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 利用者支援事業 | ② 子育て世代包括支援センター |
|-----------|-----------------|

※新庁舎の業務開始にあわせて開設を検討します。

4 放課後児童対策の充実

共働き家庭等の児童を対象とした「放課後児童クラブ」と、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

同一小学校内等において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が実施されている場合は、放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるように両事業の従事者・参加者が連携して、学習・体験プログラムを実施、内容の充実を図ります。

現在、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施するスペースがない状況となっています。今後は、校区の状況を考慮した学校施設の利活用等や放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の実現を検討していく必要があります。

5 安全・安心な妊娠・出産・子育てと子どもの健やかな成長に向けた取り組み

(1) 健やかな妊娠、出産への支援

母親が安全に、安心して出産ができるよう、相談窓口の充実に取り組むとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努めます。

【具体的な施策・事業】

- ①母子健康手帳の交付
- ②母子保健推進委員による家庭訪問

(2) 不妊に悩む夫婦に対する支援

不妊に悩む夫婦が、必要な治療につながるよう、相談窓口の情報提供に努めます。また、妊娠を望み、一般不妊治療（人工授精）や特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けている夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

【具体的な施策・事業】

- ①一般・特定不妊治療費助成事業

(3) 子どもの健やかな成長発達への支援

生涯を通じて健康な生活を送るために、乳幼児期から、食、生活リズム、運動習慣等の望ましい生活習慣の基盤を固めることが大切です。「健康日本21」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、「大津町健康づくり推進計画（第三次）」を平成31年3月に策定し、生涯にわたる健康づくりに取り組んでいます。乳幼児健診における疾病の早期発見、早期治療、ライフステージに応じた保健指導を行い、保護者が子どもの成長・発達について学習できる機会となるよう努めます。

【具体的な施策・事業】

- ①新生児・乳児訪問指導
- ②4～5ヵ月児健診
- ③7～8ヵ月児健診
- ④1歳6ヵ月児健診
- ⑤3歳児健診
- ⑥1歳児セミナー
- ⑦育児相談
- ⑧各関係機関・部署との連携
- ⑨歯科保健指導
- ⑩食育講習
- ⑪ブックスタート事業
- ⑫講師派遣事業

(4) 育児不安を感じる保護者への支援体制の構築及び充実

育児に関する様々な不安や悩みの解消を図るため、各種相談指導等の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

- ①心理相談
- ②心配ごと相談・児童相談
- ③子育てカフェ
- ④聞きなっせAIくまもとの子育て(熊本県事業)

6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

保育所や放課後児童クラブの整備、子育てサポートセンター事業等の子育て支援事業の充実に加え、平成28年3月に策定した「大津町男女共同参画推進プラン」に基づき、仕事と子育ての両立に関する町民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

【具体的な施策・事業】

- ①よかボス企業の推進(熊本県事業)
- ②啓発講座事業

7 子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止策の充実

虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められています。

相談窓口や相談体制の整備、関係機関と連携した支援等を行い発生予防、早期発見・早期対応、社会的養護等に取り組む必要があります。

【具体的な施策・事業】

- ①子ども家庭総合支援拠点

(2) 子どもの貧困対策の推進

貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯の子どもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実等生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を下支えしていくための「経済的支援」の4つの支援を軸とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【具体的な施策・事業】

- ①教育に関する支援
 - ・就学援助
 - ・大津町奨学資金
 - ・特別支援教育就学奨励費
- ②生活に関する支援
 - ・ひとり親や生活困窮者世帯の子ども居場所づくりに関する支援
- ③保護者の就労に関する支援
 - ・保護者の就労支援
- ④経済的支援
 - ・児童手当
 - ・児童扶養手当

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等、ひとり親家庭への総合的な支援に引き続き取り組むとともに、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業といった施策についても、県と連携して情報提供を行っていきます。

【具体的な施策・事業】

- ①児童扶養手当
- ②ひとり親家庭等医療費助成事業
- ③ひとり親家庭福祉協議会との連携

(4) 障がいのある子ども施策の充実

行政や関係機関の連携等を行い、障がいのある子どもの支援を行います。

また、障がいのある子どもに対する福祉サービスの事業量の確保と情報提供に努め、多様化する障がいと障がいのある子どもに対する理解を深めるための啓発を行います。

【具体的な施策・事業】

- ①ペアレントプログラム
- ②巡回支援専門員整備事業
- ③特別児童扶養手当
- ④障害児福祉手当
- ⑤障がい児支援
- ⑥障がい児保育・教育の支援
- ⑦特別支援教育